

# 6月12日は白石市総合防災訓練の日です

昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震、および平成7年1月17日の阪神大震災を教訓とした白石市総合防災訓練を、6月12日(月)午後1時から3時30分まで、白石市旭町地内の東北日通工株式会社を主会場として実施します。



この地震のため、市内各地において家屋の倒壊、公共施設が損壊したほか、交通機関、電力、通信、ガス、道路、上下水道施設などライフラインに大きな被害が出た。

このため、東北日通工(株)の従業員が工場内に残り残され、白石消防署・白石市消防団の救出活動、白石市医師会などによる応急処置、さらに自衛隊のヘリコプターによる空中消火訓練を実施しました。

## 避難場所一覧

白石第一小学校	白石女子高等学校	西 保 育 園
いきいきプラザ	勤労青少年ホーム	白石高等学校
市 役 所	南 保 育 園	白石第二幼稚園
白石中学校	白石第二小学校	中央公民館
働く婦人の家	緑区コミュニティセンター	東 保 育 園
白石工業高等学校	越 河 小 学 校	南 中 学 校
東 中 学 校	大平小学校	斎川小学校
越 河 公 民 館	奥州街道ふれあいの館	大平公民館
斎川公民館	大鷹沢保育園	大鷹沢小学校
勤労者体育センター	白川公民館	白川小学校
大鷹沢公民館	福岡中学校	白川保育園
白川中学校	深谷小学校	福岡公民館
福岡小学校	八 宮 分 校	深谷公民館
北 保 育 園	旧蔵王分校	長 峰 分 校
深谷保育園	小原中学校	三 住 分 校
不忘分校	中央公園	小原公民館
小原小学校	鎌 先 公 園	益岡公園(含野球場)
白石川緑地公園	白石第一児童館	城東コミュニティセンター
白石第一幼稚園		

訓練のお知らせ  
午後1時に市内一斉にサイレンや鐘を鳴らして、訓練の開始を市民の皆さんにお知らせいたします。

主会場となる東北日通工(株)運動場では、煙中避難訓練、初期消火訓練および応急復旧訓練などが行われます。

問生活環境課 ☎22 1314

## 厚生省、環境庁に意見書を提出!

白石市や登別市、熊本県菊池市など全国34市町村で組織する全国産廃問題市町村連絡会は、5月16日、厚生省や環境庁などを訪れ、産廃行政にかかわる意見書を提出しました。

訪問したのは同会会長・柳川喜郎岐阜県御嵩町長、副会長・川井白石市長、情報広報部長・笹井健司三重県嬉野町長、研修部長・北川禎昭岡山県吉永町長の4人。

特に、平成13年度から省庁再編に伴い、平成13年度から省庁再編

〔全国産廃問題市町村連絡会〕に伴い、現在、厚生省で担当している産廃廃棄物行政の窓口が「環境省」で行われることになることから、清水嘉与子環境庁長官に面談し、10項目についての意見書を提出しました。主な事項は次のとおりです。

産廃処分場の建設地選定には、経済的条件よりも安全性を優先した最大の配慮を行うこと。

重要水源地には処理場を設けないなどの立地規制を行い、公共関与を推進すること。

情報公開を徹底すること。

安定型処分場を廃止すること。

処理場閉鎖後の安全管理は、半永久的に行うこと。

地元の住民同意を許可要件とする。

また、同会の総会が5月23日、24日の両日、奈良県山添村で開催され、本会事業として、全国における産廃廃棄物をめぐるトラブルや裁判事例等の研修会を開催することなどを決めました。

## 児童手当が義務教育就学前まで支給されます

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給される児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から次のようになります。

	改正前	改正後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) 平成6年4月2日以後に 生まれた児童
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月

児童手当の支給を受けるには?  
\*児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。市民課窓口(公務員の方は勤務先)へ申請書を提出してください。8月に受付窓口(新規申請用)を設置する予定です。  
\*申請書のほかに「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に

## 児童手当現況届の提出を忘れずに

応じて添付書類の提出を求められることがあります。  
\*所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。所得制限額については、市民課窓口へお問い合わせください。

いつごろ手続きすればいいの?  
→新規に申請する方  
平成12年9月30日までに申請された場合、平成12年6月までを上限として、さかのぼって支給されます。(9月以前に支給要件に当てはまっていた分に限りです。)

該当すると思われる方には、7月中に通知をいたします。  
① 養育しているお子さんと別居している方には、通知ができません。お手数でも、ご連絡ください。申請書をお送りいたします。

ただし、9月に申請した場合、事務処理上、10月の支払日に間に合わない場合がありますので、早めに提出してください。

「児童手当を現在受けている方」  
「現況届」と一緒に「額改定請求書」を平成12年6月30日までに提出してください。

平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

児童手当を受けている方には事前に通知いたしますが、毎年6月に「現況届」を提出していただくことになっております。

この手続きは、現在支給を受けている方の所得、養育の状況などを届けていただき、引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。この現況届の提出がない場合は、次回の支払い分から児童手当を受けられなくなりま

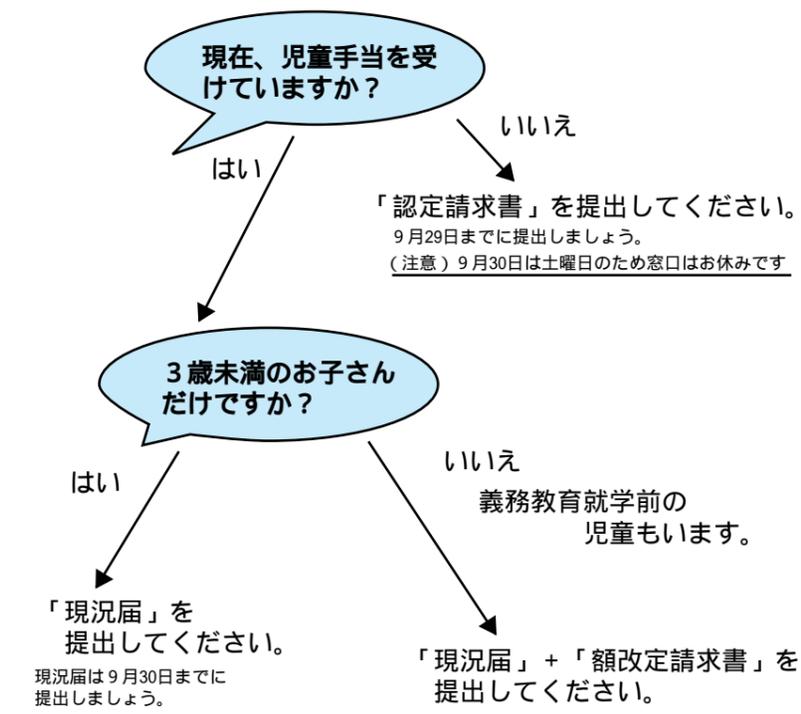
- すのでご注意ください。
- 持参するもの
- ① 通知書
  - ② 印鑑(朱肉を使用する印)
  - ③ 受給者名義の預金通帳

- ④ 厚生年金・共済年金等に加入している方は、同封の「年金加入証明書」に会社から証明を受けて持参してください。(国民年金加入の方は必要ありません。)
  - ⑤ 「額改定請求書」(3歳から義務教育就学前のお子さんがいる方のみ提出してください。)
- なお、指定された日程で都合が悪いときは、ほかの地区のときに
- お越しください。
- 詳しくは、市民課総務係へお問い合わせください。

### 児童手当現況届日程表

月 日	地 区
6月20日	越河・斎川・大平・白川・大鷹沢
6月21日	福岡・小原
6月22日	白石
6月23日	

時間：午前9時～午後3時  
会場：健康センター3階小会議室



今月は児童手当の支給月です!  
今月は、平成12年2月分から5月分までの4カ月分の児童手当が振り込みになります。今月の5日以降、該当する金融機関で受け取ってください。

振り込まれていない場合は、市民課総務係へご連絡ください。

市民課総務係 ☎22 1312  
市民課総務係 ☎22 1312